



2025年度
企画展

町田 お殿と 田さま

武蔵国多摩郡野田村字福王寺福井井下水反別大積り見取絵図下書

赤間ヶ岡硯

江戸時代の領民と領主

高札

文箱

開催にあたって

“お殿さま”と言えば、石高1万石以上を与えられていた大名を想像するかもしれません。しかし石高1万石未満の徳川将軍家直属の家臣で、将軍への御目見を許され、知行所（領地）を与えられていた旗本も、知行所の人びと（領民）にとっては“お殿さま”でした。

関東地方には旗本の知行所が多く、細分化して配置されていました。江戸時代を通じて、町田市域にあった村むらを知行所とした旗本は37家もあり、ひとつの村に複数の知行所がある場合も、めずらしくありませんでした。

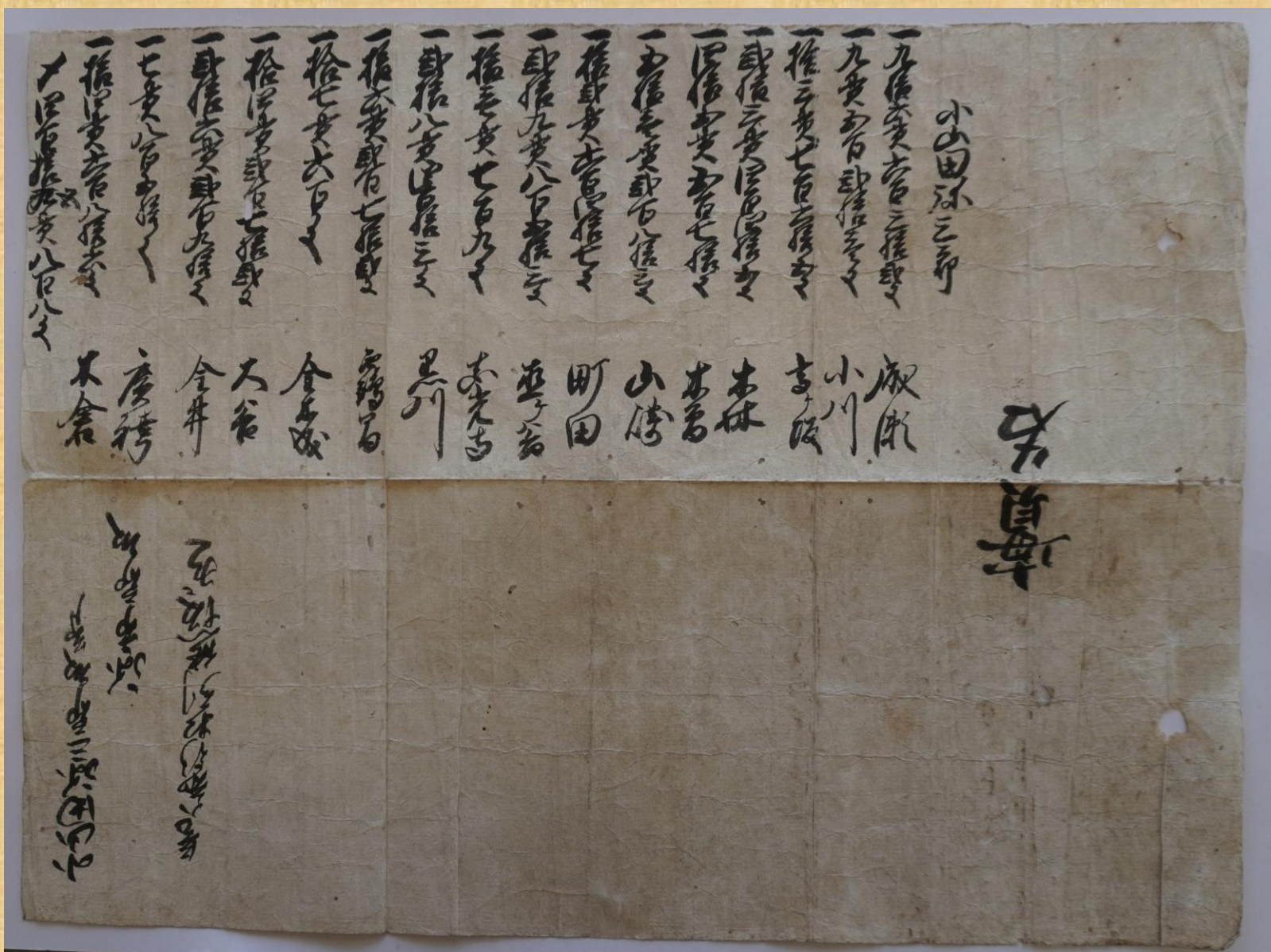
旗本は、江戸に居住して幕府の役人として職務に従事するとともに、都市生活者として消費生活を送りました。知行所の人びとは、領主の職務を補佐したり、生産手段を持たない彼らを支えるため、さまざまな要求に応ぜざるを得ませんでした。しかし知行所では、こうした負担を重ねることによって生まれた領主との関係を利用し、自分たちの意見や要求をおこなうこともありました。こうした点は、領民と旗本が支配される側とする側という単純な関係では語れない側面があったことを想定させます。

本展では、江戸時代の初めから明治初期にいたる260年余にわたる領民と領主との関係の移り変わりの一端を、現在まで地域に残る貴重な史料から紹介します。

小田原北条氏から徳川氏へ

戦国時代の小田原北条氏は、関東地方に大きく勢力をのばしていました。町田市域は、主に八王子に城を構えた北条氏照が支配した地域が多かったため、氏照が発給した朱印状が数点残されています。これらは、小田原北条氏の領国支配を考えるうえで、貴重な史料とされています。

小田原北条氏滅亡後、関東地方は徳川氏が治めることになり、江戸時代には、市域の多くが幕府領と旗本領になります。寛永四（一六二七）年、市域に徳川忠長（三代将軍徳川家光の弟）の所領が配置されますが、ほどなくして改易されたため、関係史料が少なく、支配の実態は不明です。



◆小山田弥三郎・弥一郎分の知行所書上

永禄2（1559）年（推定）

下小山田町・薄井家

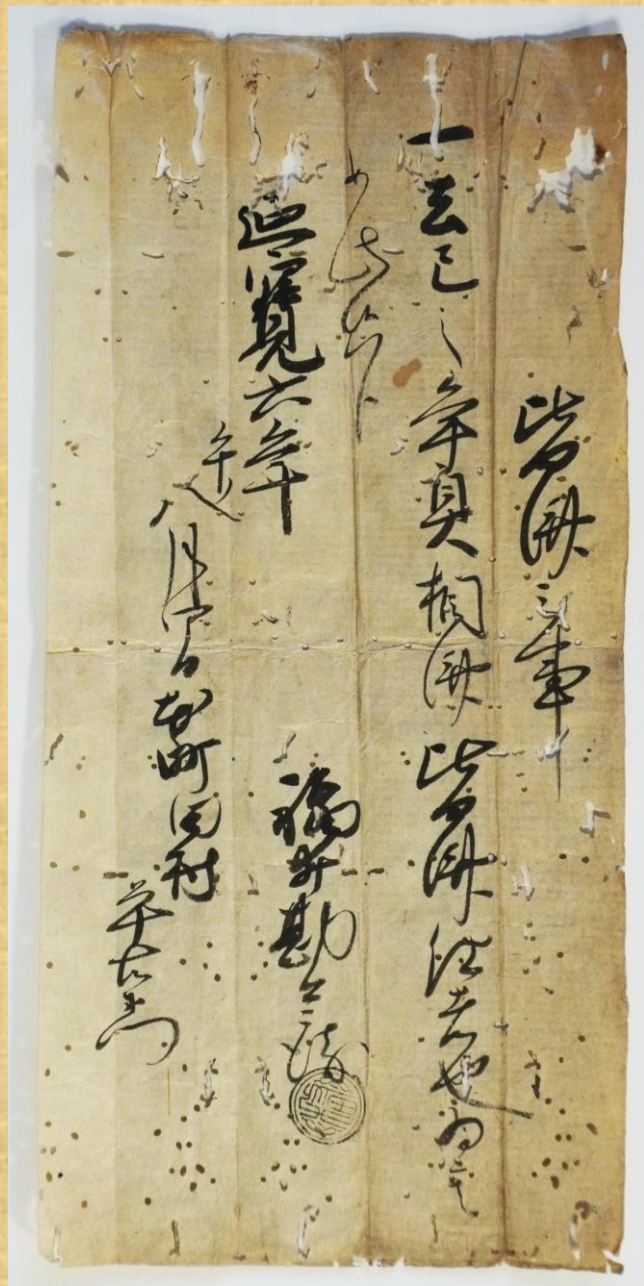
北条氏康が作成を命じた「小田原衆所領役帳」の写し。町田市域の多くは、小田原北条氏の他国衆である小山田兄弟の知行所でした。

Ⅱ 知行所とお殿さま

― 年貢負担と法令 ―

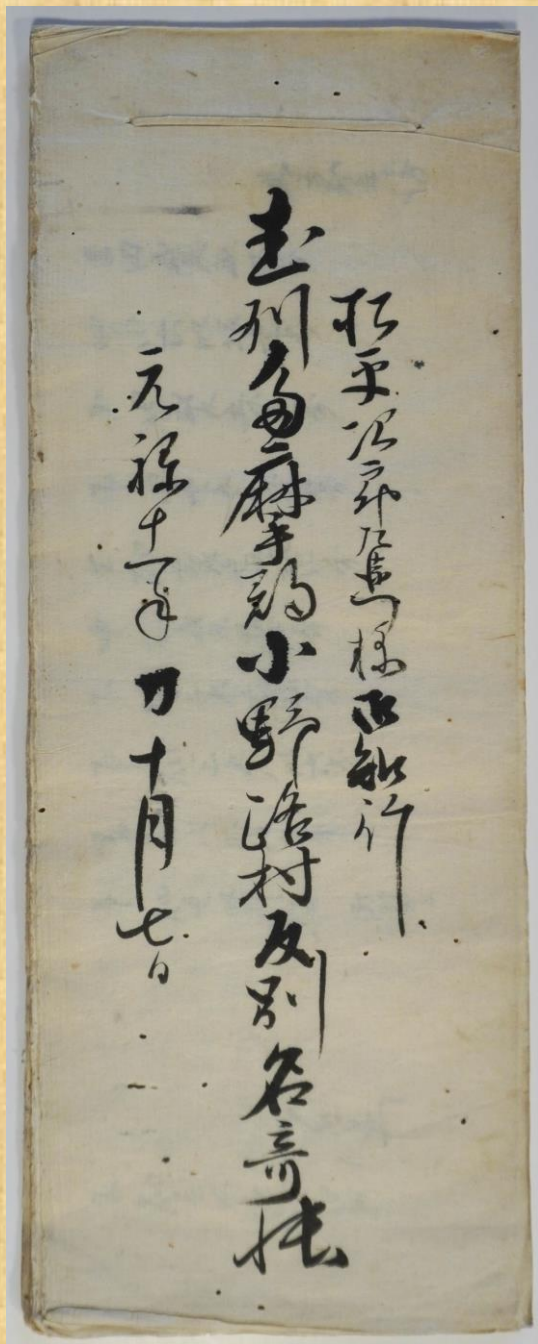
旗本には、幕府から給与を支給される蔵米取と、領地を与えられる知行取ちぎやうとりがいました。知行取の旗本は、作柄を調べて年貢量を決定する検見法げみを採用していましたが、天候に左右され、年貢量が不安定じょうめんでもありました。その後、一定の年貢量を納めさせる定免法を採用することで、凶作の場合を除き、旗本は安定的に収入を得られ、村側も決められた年貢量を納めれば、余剰も生まれました。

また兵農分離政策へいのうぶんりによって、武士は城下町に住むことになり、さまざまな命令が文書で伝えられるようになります。特に法令は、治政の基礎となるもので、旗本は幕府の法令を基本としながらも、独自の法令を出すこともありました。



◆年貢皆済目録

延宝6年8月4日（1678年9月19日）
当館「本町田・熊沢隆家文書」
年貢納入が完了したことを示す証書です。
旗本福井家から知行所に送られました。



◆「武州多摩郡小野路村反別名寄帳」

元禄11年10月7日（1698年11月9日）
小野路町・細野家
松平清親（竹谷松平家）が小野路村に知行を受けた際の知行分となった領民と耕作地をまとめた帳面の写しです。

川 知行所になった村

蔵米取の旗本に対し、知行取^{しかたなお}への転換が大規模に実施されたのは、寛永と元禄の地方直しです。知行取の旗本にとって、安定した収入を確保するため、知行所をどのように治めるかは重要でした。そのため旗本は領民が平穩無事に暮らし、農業をはじめ、さまざまな生産活動に安心して従事できるように意見したり、時に領民を家臣に取り立てて、知行所支配の業務にあたらせることもありました。

また市域では、旗本が領民の信仰や集いの場であった寺社の創建や復興のために寄付するなど、村に貢献した事例が多数みられます。

方ハ森野村及ヒ本町田ノ二村ニツ、キ東西八町南北十町家數二十六軒村内ニ散住セリ地形高低アレト多クハ平地ナリ土性ハ野土ニシテ瘠土ナリ專藝培ノ力ヲ借テ耕種ス水田陸田相半セリ檢地ハ小田原分國ノ比天文十二年癸卯ニタ、セシコトハ役帳ニ見ユ御打入ノ後檢地ハイツノ比ニヤ今年歴ヲ傳ユス

高札場ニアリ

小名

三藏寺 村ノ東ノ境高ケ坂村ヘマツカリテア 舟橋ナリ

山川

川 水源ハ村ノ西本町田村ヨリ涌出シ一條ノ川トナリ村ノ中程ヲ流ルハコト八町引テ水田ニ

神社

天神社 年貢地八段程村ノ中央ニアリ社地松杉及ヒ雜木ヲケレリ村内ノ鎮守ナリ居タツ共ニ南向ナリ年々九月二

寺院

南松寺 天神社地ヘ入ル所ニアリ則社地ノウチナリ普化宗禪樹郡神奈川宿西向寺ノ末本堂二間ニ五間本尊阿彌陀ヲ安置ス開山開基詳ナラヌ

森野村ハ地名ノヨリテ起ル所ヲ詳ニセス古ハ森村トシルセリ正保ノ比マデモ猶ツノコトクナリシカ森ノ村ト唱ユシユヘ後ニ野ノ字ヲ加ヘシニヤ小田原役帳ニ小山田庄森トアリツノ地ハ郡ノ界ニアル方武相ノ界ニアリ江戸日本橋ヲ去ルコト十里ニ及ヘリ村ノ四隣東ハ原町田本町田ノ二村ニ接シ西南ハ武相ノ境川ヲ隔テ相州高座郡淵ノ邊鶴森上鶴間ノ三村ニサカヒ北ハ郡中木曾村ニ隣ル東西四町ハカリ南北十四町ホト土地モトヨリ低クシテ平カナラサレトモサマテ嶮岨ト云ホトノコトニモアラステ土性ハ黒土砂交ナトニテ畑多ク田少シ霖雨ノ時ハ境川溢テ水損ノ患アリマダ早損ノ患モマヌカレヌ地ナリ民戸四十七烟農業ノ外蠶桑ヲ事トシ或ハ簀ナトヲ作リテ生産ノ助トス往古ノ領主ヲ傳ヘス小田原分國ノ比ハ小山田彌三郎カ知行ニシテ二十三貫四百四十五文癸卯檢地ノ由役帳ニ見エタリ御入國ノ後須藤太郎左衛門ニ賜リ今モソノ子孫岩之助盛致知行セリコノ餘北ノ方ニ若干ノ秣場アリ之ハ御料所ニシテ今小野田三郎右衛門信利カ支配所ナリ檢地帳ハイツノ比カ回祿ニアヒテ失ヒシニヨリ檢地ノ年代ヲ傳ヘス村内ニ二條ノ道アリ一ハ神奈川道トイヒ一ハ江戸道ト呼フ神奈川道ハ東南ノ方ヨリ西北ノ方ヘ達ス村内ニカ、ルコト四五町ニシ

◆ 旗本須藤家知行所・森野村

明治17（1884）年6月再版

野津田町・河井家

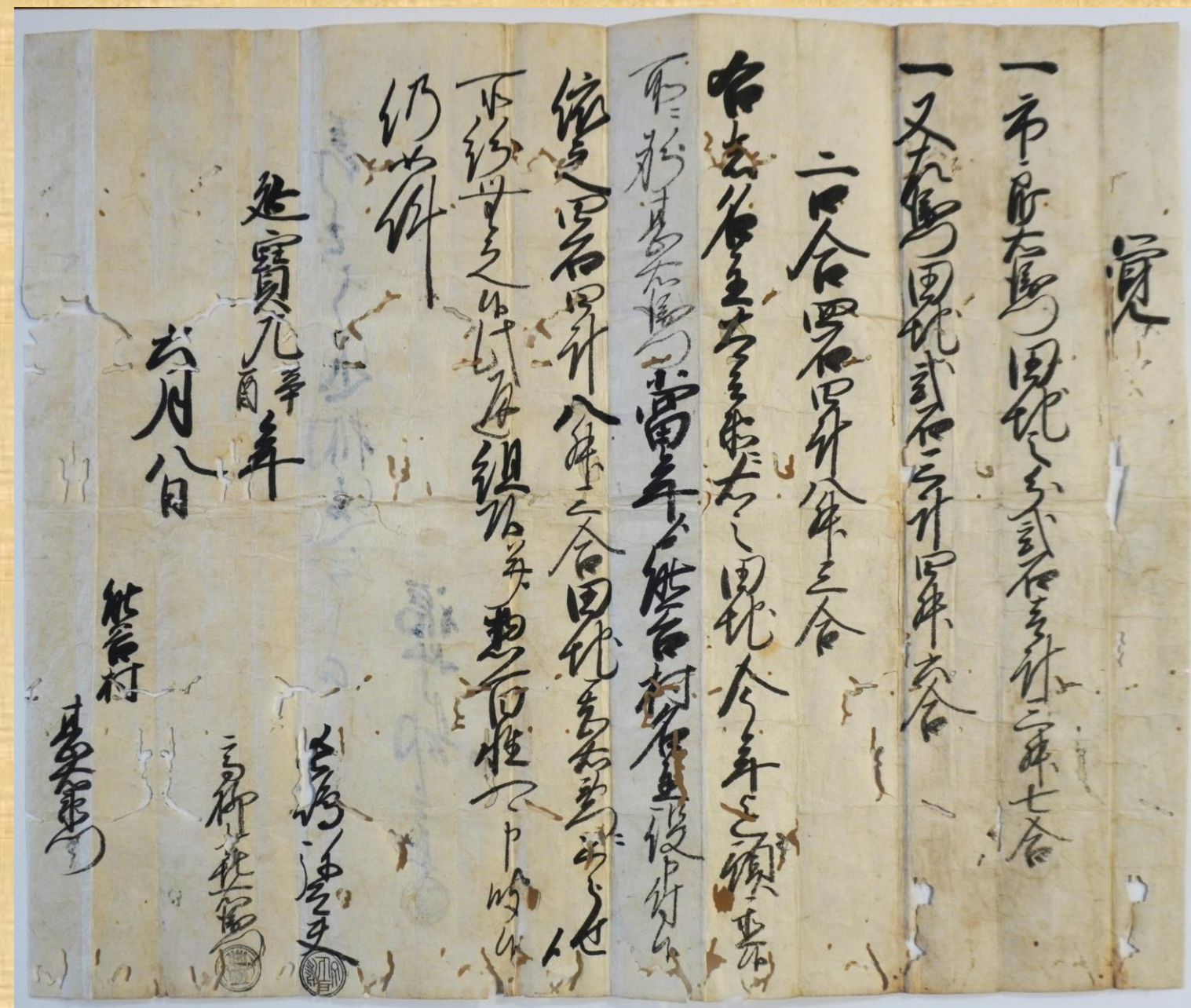
『新編武蔵風土記稿』（内務省地理局）より。森野村は、家康の関東入部後、旧小田原北条氏の家臣で、のちに徳川家に仕えて旗本になった須藤家の知行所となりました。なお、森野村は江戸時代を通じて須藤家の知行所でした。

◆住吉神社

2025（令和7）年2月12日撮影

森野

寛永17（1640）年9月、須藤盛忠が願主となり創建されました。その後も、旗本須藤家が中心となり、再建や修復がおこなわれました。



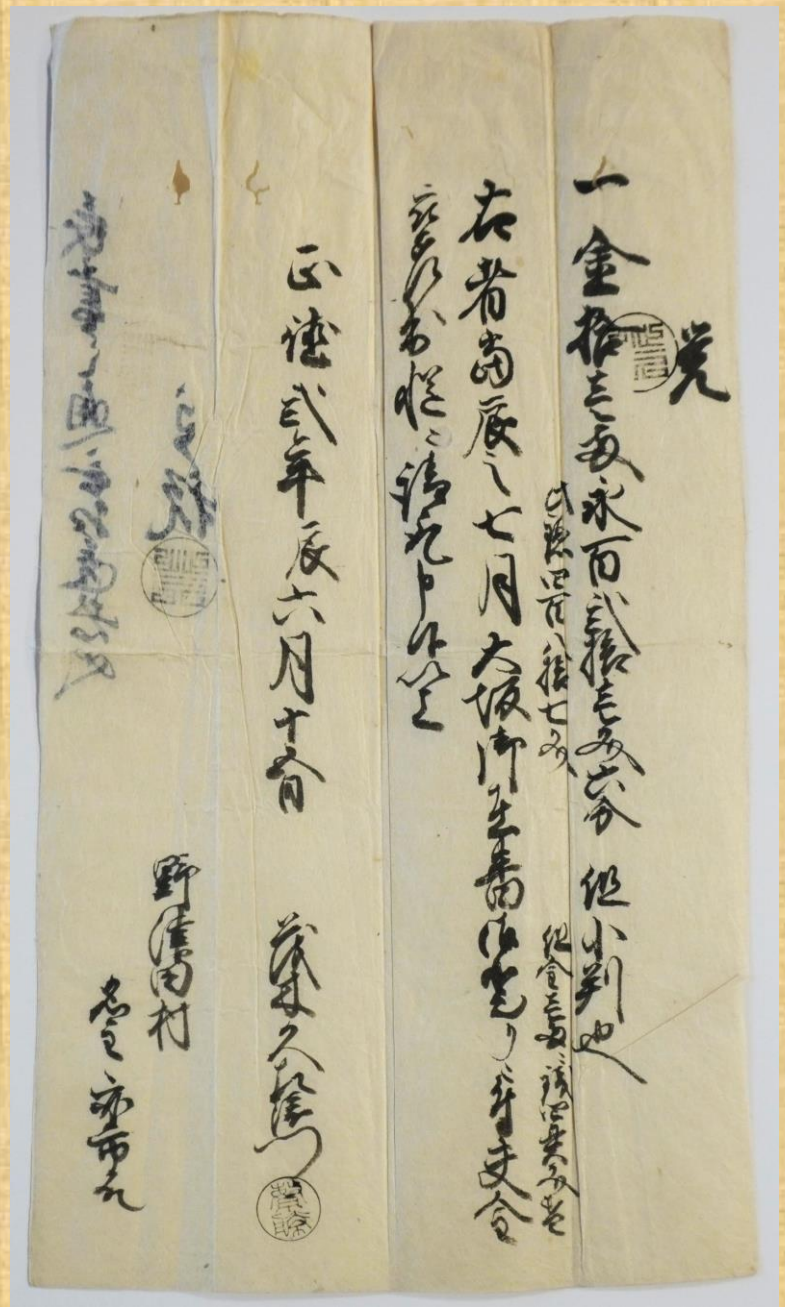
◆名主役任命

延宝9年6月8日（1681年7月22日）

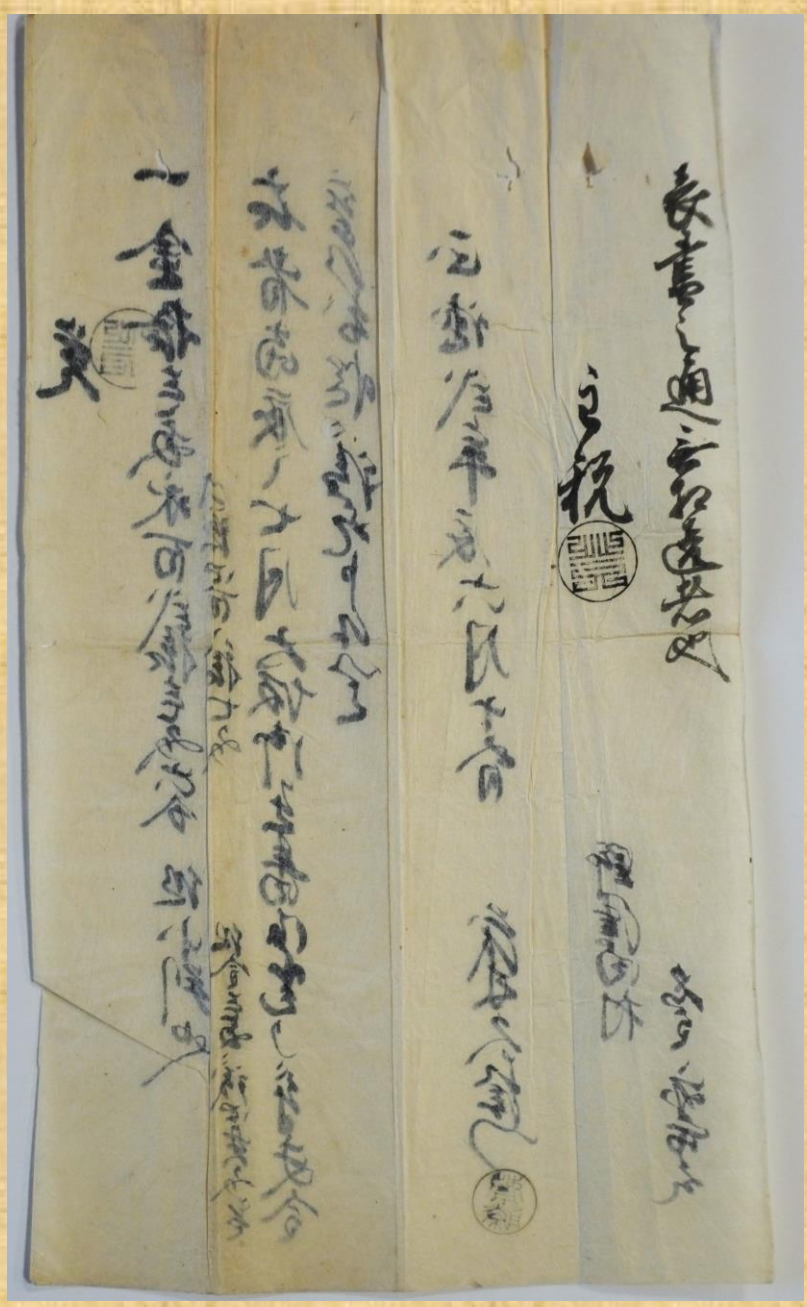
当館「能ヶ谷・神蔵重熙家文書」

甚右衛門は、領主の福井家から能ヶ谷村の名主役を命ぜられ、役料として4石余の田地を与えられました。

(表)



(裏)



◆役職就任により夫金賦課

正徳2年6月15日（1712年7月18日）

野津田町・河井家

領主の多賀主税が^{ちから}大坂城の在番役を命ぜられた際、知行所の野津田村では、人夫役にかわり金11両余を多賀家に納めました。裏書には主税の印鑑が押されています。

◆知行所代官役就任

宝永3（1713）年

野津田町・河井家

「河井家家譜下書」より。河井亦市は、正徳3年から知行所の代官役に
取り立てられました。

IV 知行替えと御家取り潰し

幕府の役職就任や交代、職務上の功績による知行高の加増、また不祥事による減石や改易、後継ぎがいな
いことによる御家取潰しなどにより、領主が交代する
こともありました。

知行所では領主が替わることで、年貢をはじめとす
るさまざまな負担、これまでの生活慣行に及ぼす影響
について不安な気持ちを抱く人びともいたと思われま
す。村役人はこうした不安を解消するために奔走しま
した。

また、以前の領主の治政に敬意を払う意味を込めて、
供養塔が建立されたり、墓所の維持管理を続けた地域
もありました。



◆ 野津田村絵図

宝永3（1706）年（推定）

野津田町・河井家

宝永2（1705）年12月、野津田村は旗本多賀家の知行所となります。この村
絵図は、新しい領主を迎えるにあたり製作されたと考えられます。

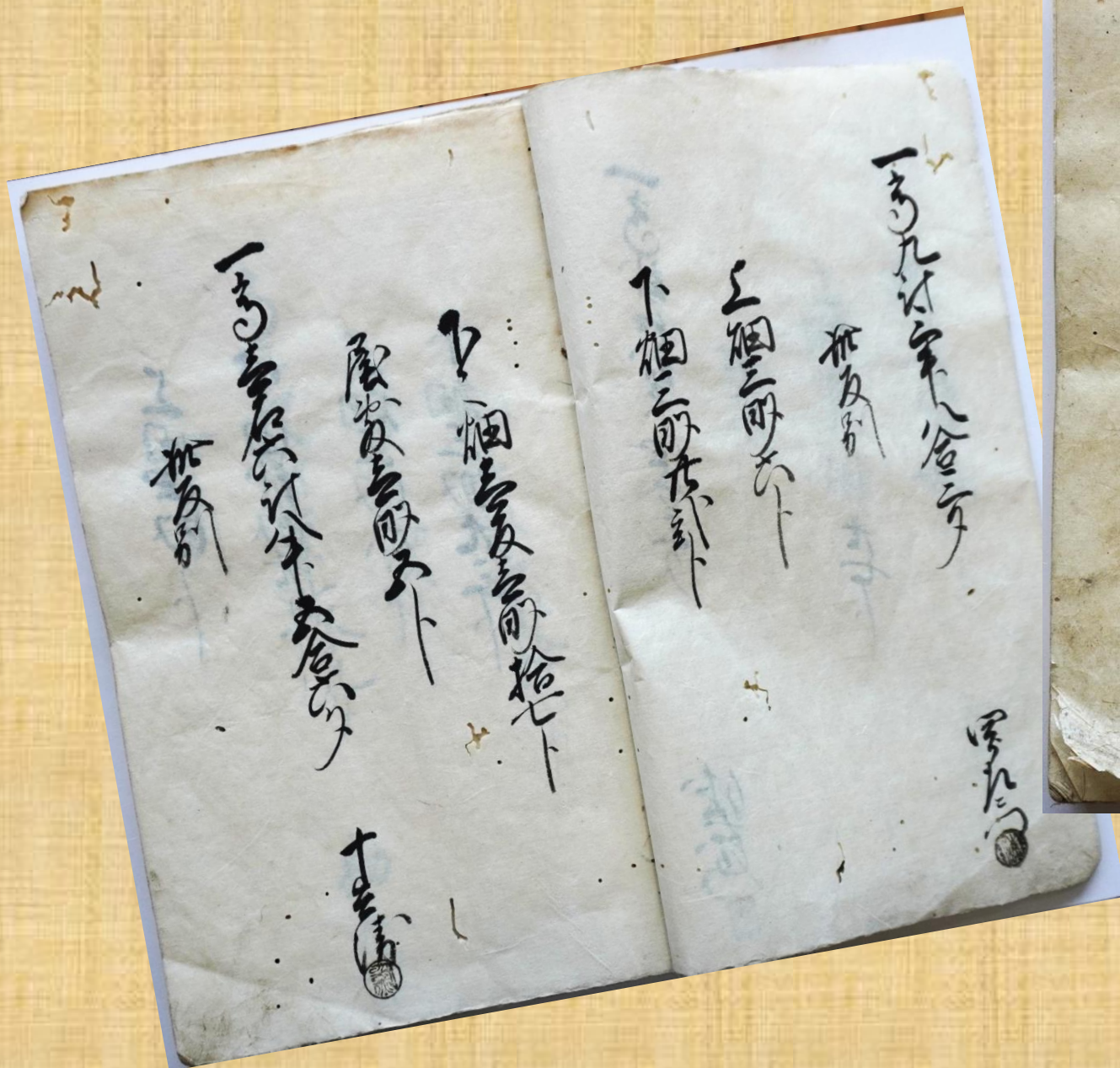
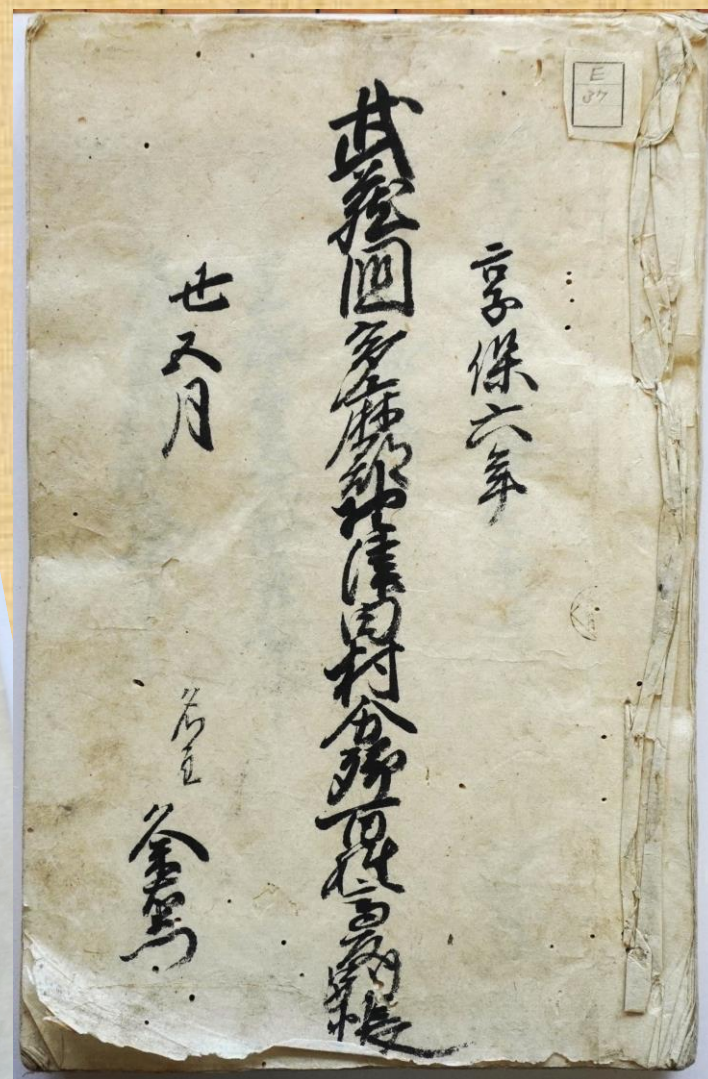
V 分けられる村 ― 分郷 ―

ぶんごう
わけごう

ひとつの村が複数の領主の知行所となることを分郷といいます。寛永と元禄の地方直しによって、この度合いは増加していきます。さらに旗本領が多い関東地方にはこうした村が多く、市域にも同様の傾向がみられます。

分郷を命ぜられた村では、領主に割り当てられた石高ごとに耕作地と村びとを配分することになり、それは複雑な作業でした。

また、これまで村ごとにおこなっていた年貢の割り当てや納入作業など、村を運営していくためのさまざまな作業が、領主ごとになりました。



◆野津田村分郷百姓高反別帳（富田家知行所分）

享保6（1721）年5月

野津田町・河井家

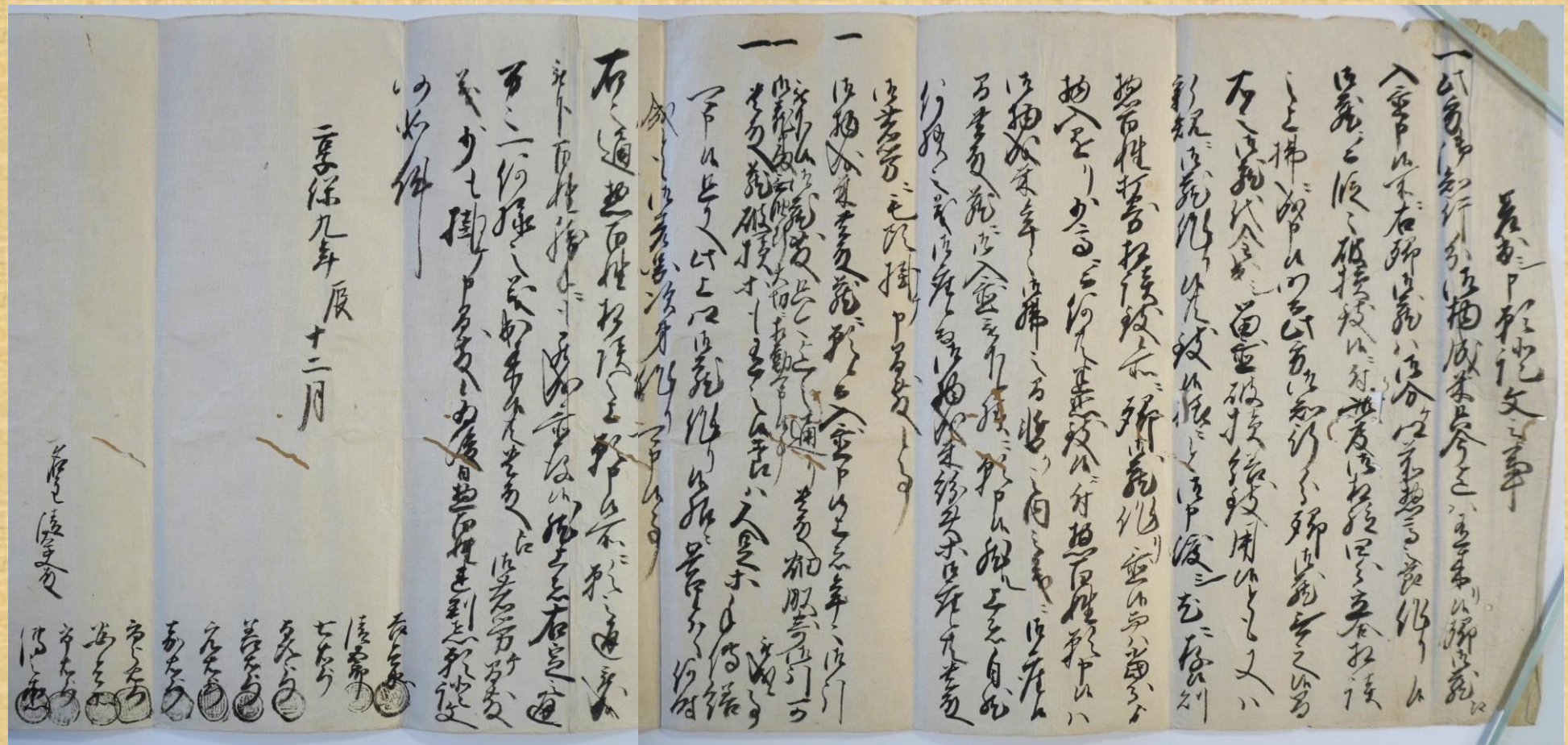
享保6年から翌年にかけて、野津田村は幕府領と旗本の富田家の知行所となりました。

そのため、富田家の支配を受ける百姓と耕作地をまとめた帳面を作成しています。



◆分郷前の野津田村の郷蔵

(宝永3年「野津田村絵図」より)

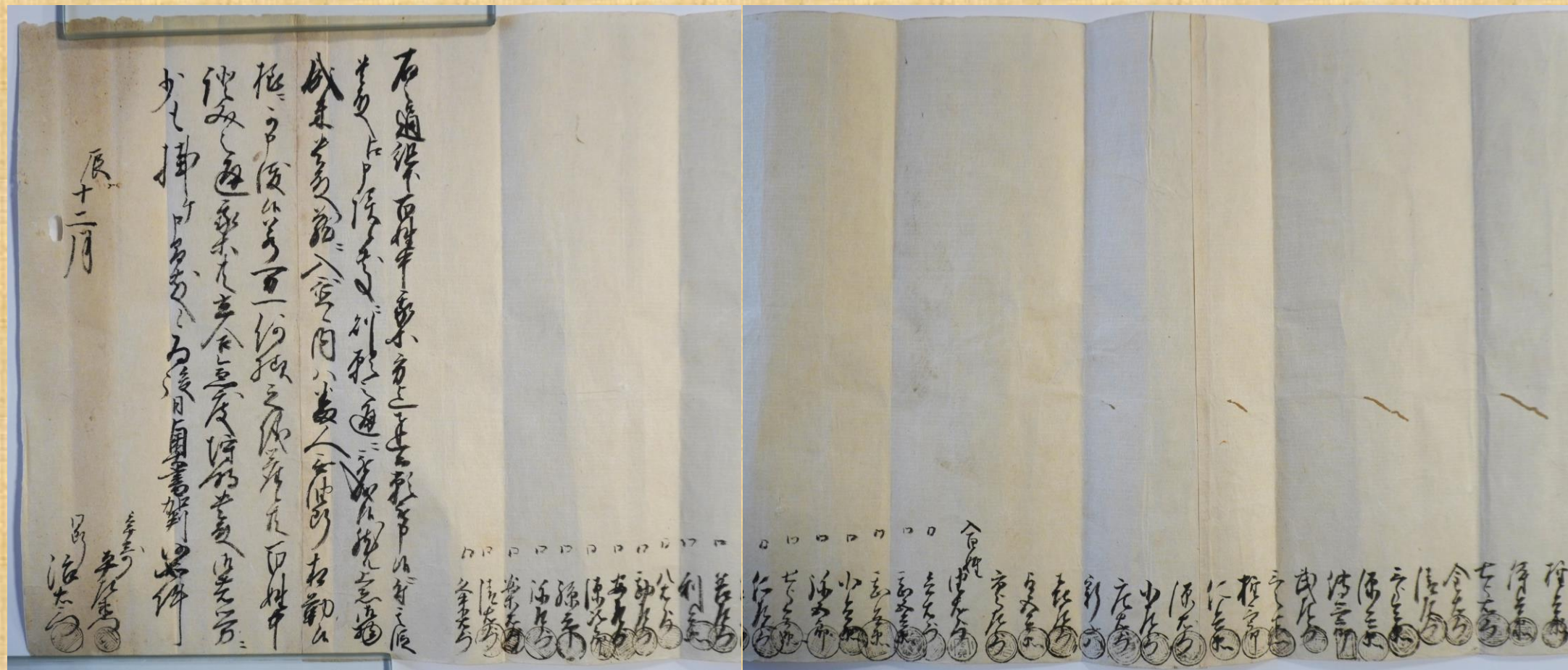


◆新郷蔵完成まで年貢米の保管方法についての願書

享保9（1724）年12月

野津田町・河井家

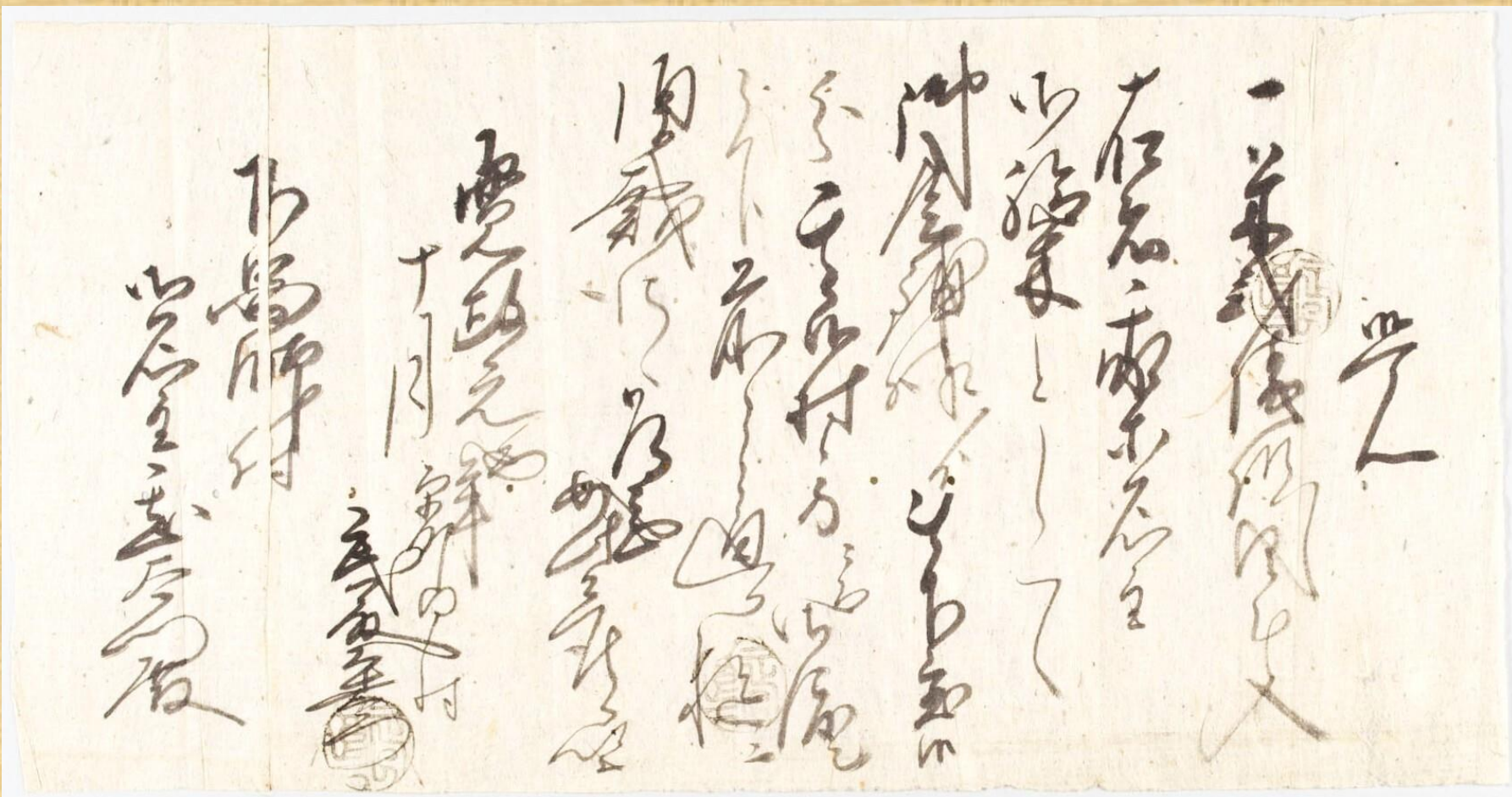
従来使用してきた郷蔵の老朽化と分郷で領主ごとに年貢を集める郷蔵が必要となりました。旗本山口領の領民たちは、長らく名主役を務めていた河井家の蔵で年貢米を一時保管するように求めました。



Ⅵ 分郷後の村

複数の領主の知行所となった村では、これまで共に生活し、さまざまな負担を分担してきた村びとのあいだに、共同体や村の慣行などに関して、微妙な温度差を生じさせることになりました。そこで、村としての^{むら}枠組みを維持するため、支配の範囲を超えたルール（村議定）を作成し、その遵守がうたわれました。

一方で、領主が同じ村が近隣に複数存在する状況は、領主からの命令伝達や年貢などの様々な負担を分担するため、村域を超えて相談がもたれました。分郷は新たな村同士の交流が生まれるきっかけともなりました。



◆ 名主給の融通

寛政元（1789）年10月

図師町・佐藤家（当館保管）

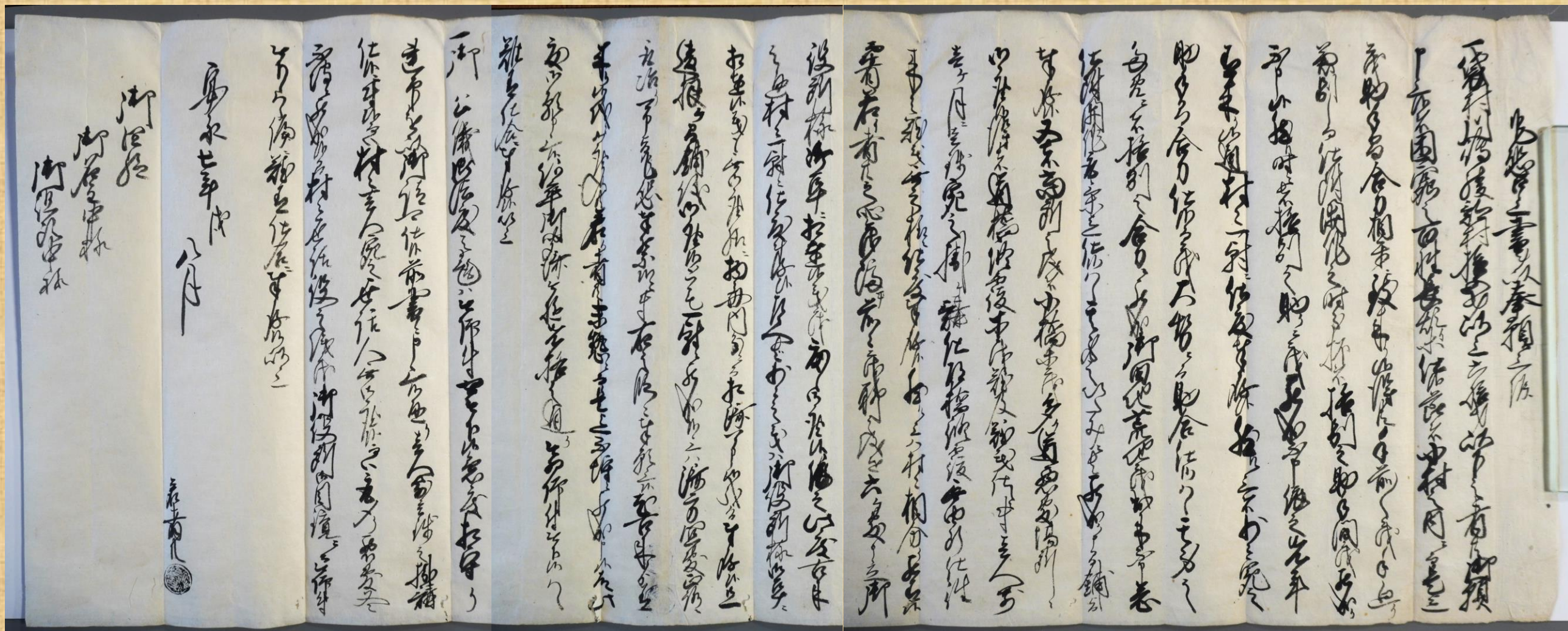
下図師村では、領主の田中家から同じ知行所の原町田村名主武藤平右衛門の名主給を出すように命ぜられ、武藤平右衛門は米2俵を受け取りました。

◆従来通り、若者の耕作および
普請補助の継続

安永7（1778）年8月

野津田町・河井家

分郷以前、野津田村では、田植えや開墾、橋や道の普請の際、14才未満の若者による手伝いがおこなわれていました。分郷後もこれを継続し、若者も同意しています。



乍恐口上書ヲ以奉願上候

一、袋村・川島綾部村拾五才以上六拾才以下之者共御願申上候は、困窮之百性長煩④イ等仕候節は、小村之内にて是迄も助手間合力相互二致来り候得共、手前々々も手廻り兼、別して仕附開作之時分杯は格別之助手間も罷成り不申候、然ル時二は格別之助リニも罷成不申、依之先年有来り候通、村々一對二仕度奉存候、然ル上は少々宛之助手間合力仕候ても大勢二て助合仕候ハ、其身之

ため二は格別之合力二罷成、御田地・荒地も出来不申、恙仕附開作取齊迄仕候ハ、其身之いたみ二は罷成申間鋪旨奉存候、又は当所之儀ハ小橋等も多く、道悪敷場所二

御座候得は道橋修覆木錢難及難義仕候二付、忝人前

吉ヶ月二言錢宛之掛ヶ講仕、道橋修覆無由断仕、往

来之難義無之様二仕度奉存候、然ル上ハ村々相分り罷有候ては若イ者共之心も隔テ前々も聊之儀を六ヶ敷申立、御

役所様御耳二相達候義も度々御座候、依之此度古来

之通村々一對二仕度奉存候、左候へば少々之義ハ御役所様御耳二

相達候義も無御座様二物毎内分二て相済可申候哉と奉存候、且

遺恨ヶ間鋪儀御座候とも一對二罷成候上ハ濟方宜敷正路二

取治リ可申旨乍恐奉察候二付右之段々奉願上候、尤古来より有

来り候儀御座候得共若イ者共未熟二て是迄不埒二罷成申候故、此

度御願申上候、何卒御聞濟被遊、先格之通り被為仰付被下候ハ、

難有仕合二奉存候、以上

一、御 公儀御法度之趣ハ被仰付可被下候、急度相守リ

連印を以御請可仕候、前書二申上候通り忝人前忝錢之掛講

仕候二付候てハ村々忝人宛之世話人無御座候てハ取ヅリ悪敷、又々

不埒二罷成候間、村々世話役之儀も御役所御目鏡二て被仰付

被下候ハ、偏二難有仕合二奉存候、以上

安永七年戊

八月

若者共④

御四給

御名主中様

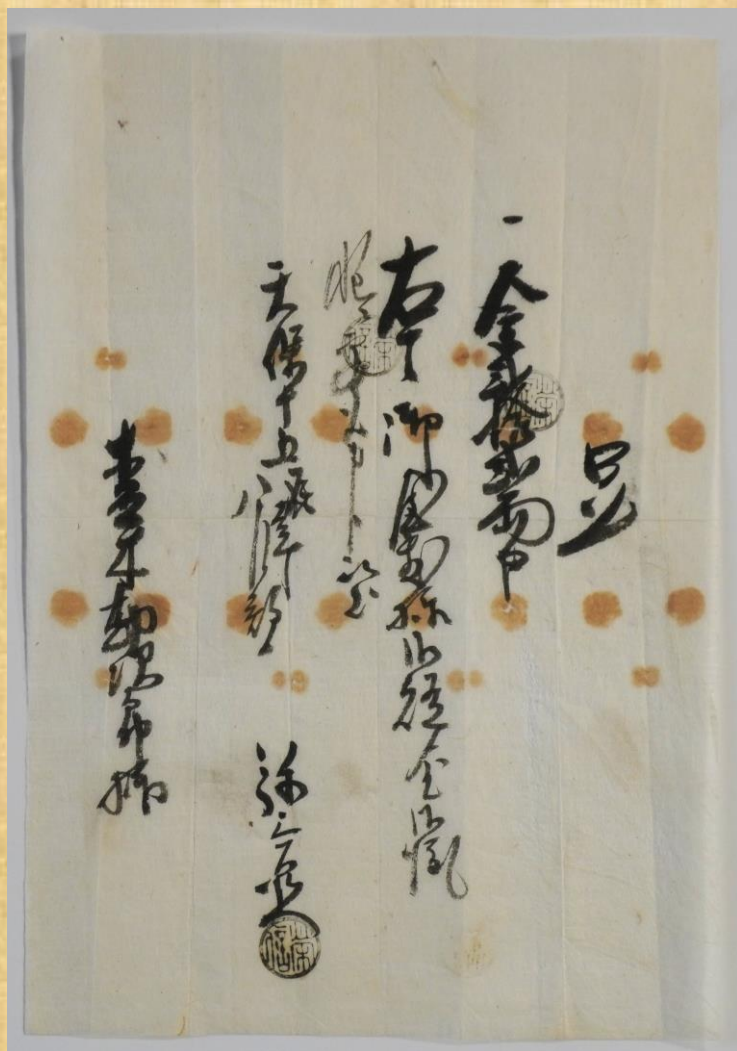
御組頭中様

VII 知行所とお殿さまの生活

―消費・財政難・再建―

江戸で消費生活を送る旗本の家計は、楽ではありませんでした。江戸時代中期以降、米価が安値傾向となり、年貢からの収入増は見込めませんでした。また旗本としての体面を保つため、一定の支出は避けられず、交友関係の維持には、交際費の大幅な削減も困難でした。その不足分は知行所へ先納金や御用金を課すなどして補おうとしたため、知行所は大きな負担を強いられました。

旗本家では、家臣の数が限られており、財政再建の能力を持った家臣がいるとは限りません。そうした場合は、旗本財政を立て直すため、知行所から家臣に取り立てられる者もいました。



◆賄金の請取証

天保15年8月1日（1844年9月12日）

当館「相原町・青木家文書」

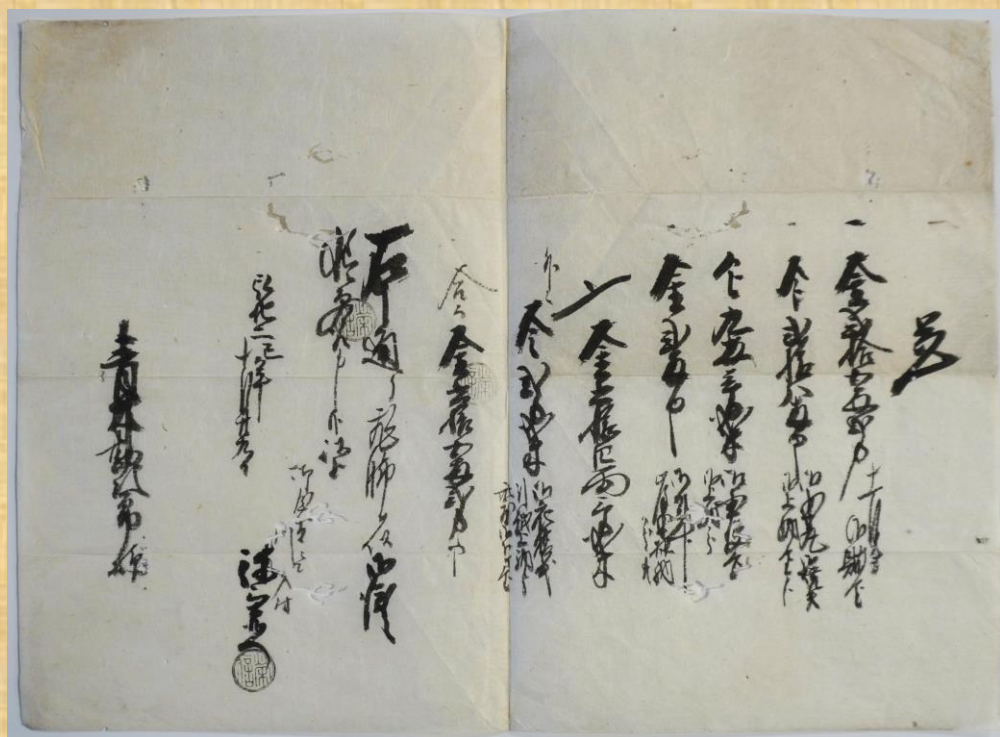
領主から青木勘次郎へ出された、賄金22両の領収証です。

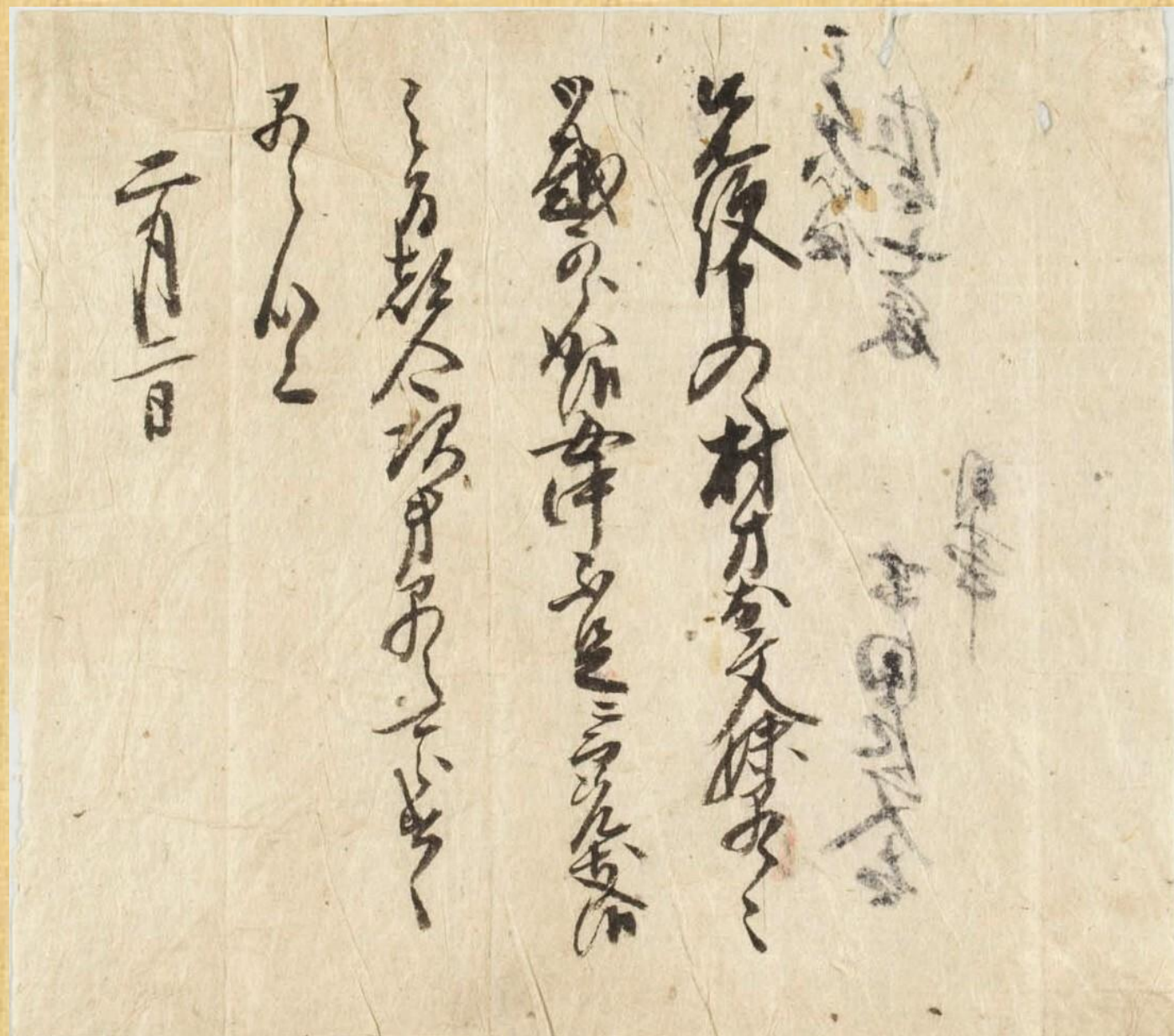
◆代替わりと縁談等の上納金請取

弘化2年10月29日（1845年11月29日）

当館「相原町・青木家文書」

下相原村の青木勘次郎は、領主の旗本建部家の代替わりと縁談の御祝儀として、金1分余を上納しました。



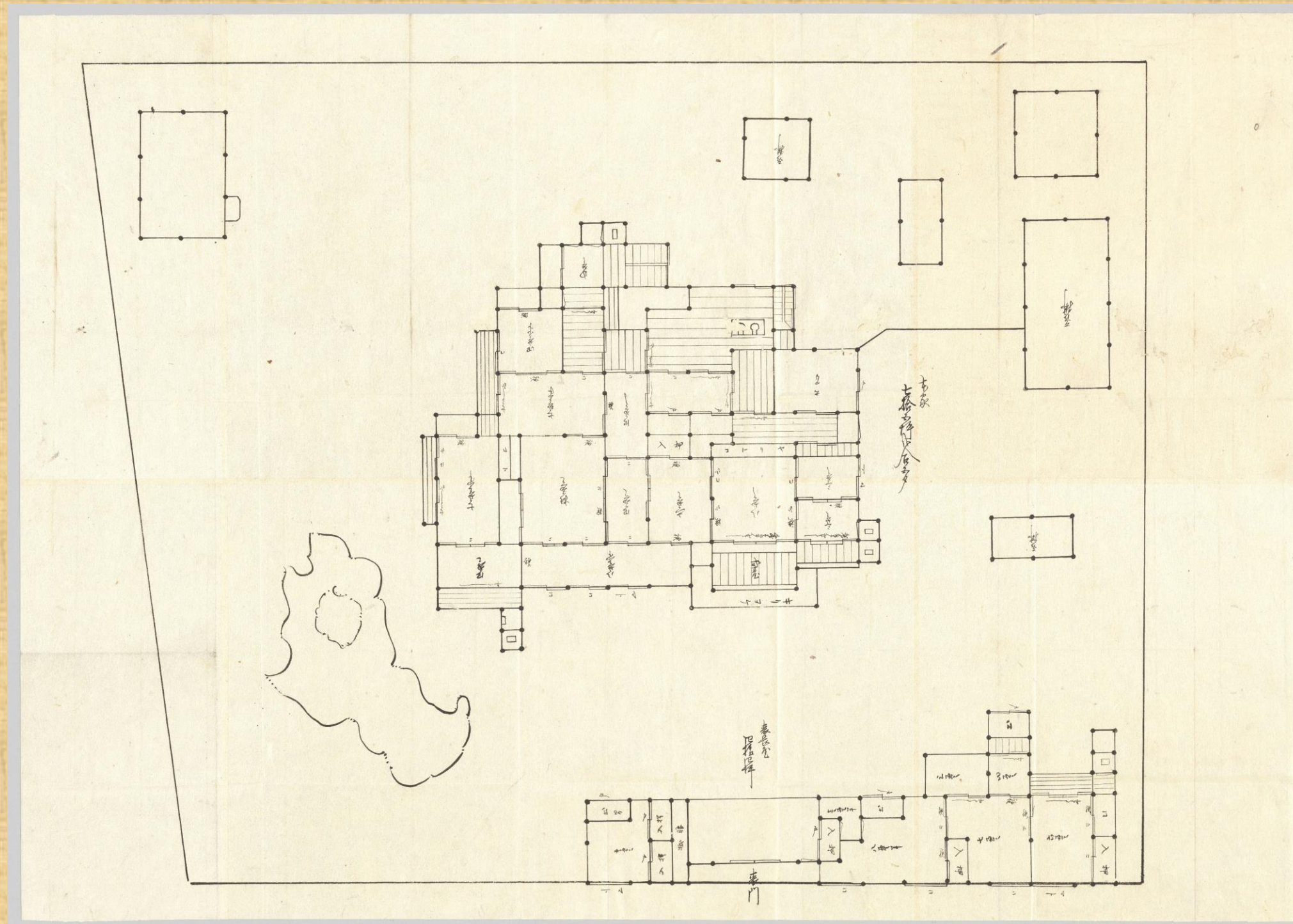


◆女中奉公の斡旋

(江戸時代後期) 2月2日(推定)

図師町・佐藤家(当館保管)

旗本田中家の家臣柴田左文太から下図師村佐太七に送られた書状です。屋敷の女中が不足しているため、下図師村のお文の妹を早急に斡旋するように求めています。



◆「井戸信八上屋鋪絵図」

幕末(推定)

東京都公文書館デジタルアーカイブ

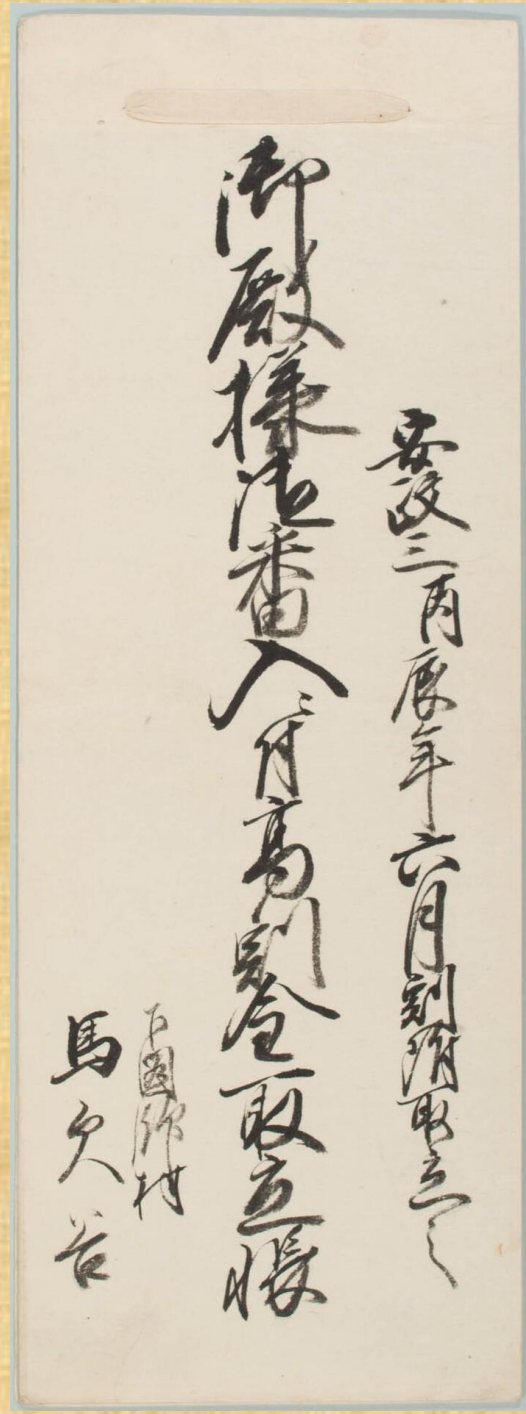
成瀬村と小川村に知行所を持っていた旗本井戸家の屋敷は、小川町神保小路(現千代田区)にありました。敷地内には、本家75坪余、表長屋44坪余の家屋が建っていました。

VIII 知行所とお殿さまの役就任

旗本の役職には、大きく分けて將軍直轄軍を担う軍事的役割の「番方」と、幕府の財政や行政などの実務担当の「役方」がありました。將軍から家禄を与えられている旗本は、その御恩に報いるため、任命された職務を遂行して奉公する必要がありました。

在職中に役高や役料などの手当が割り当てられることもありすが、役を遂行するための経費は、基本的に家禄から捻出しました。そのため、役就任によって、さらに財政の悪化を招くこともありました。

知行所では、旗本から役遂行を理由に、御用金の賦課や人員の提供を求められ、その負担は増加しました。



◆「御殿様御番入二付高割金取立帳」

安政3（1856）年6月

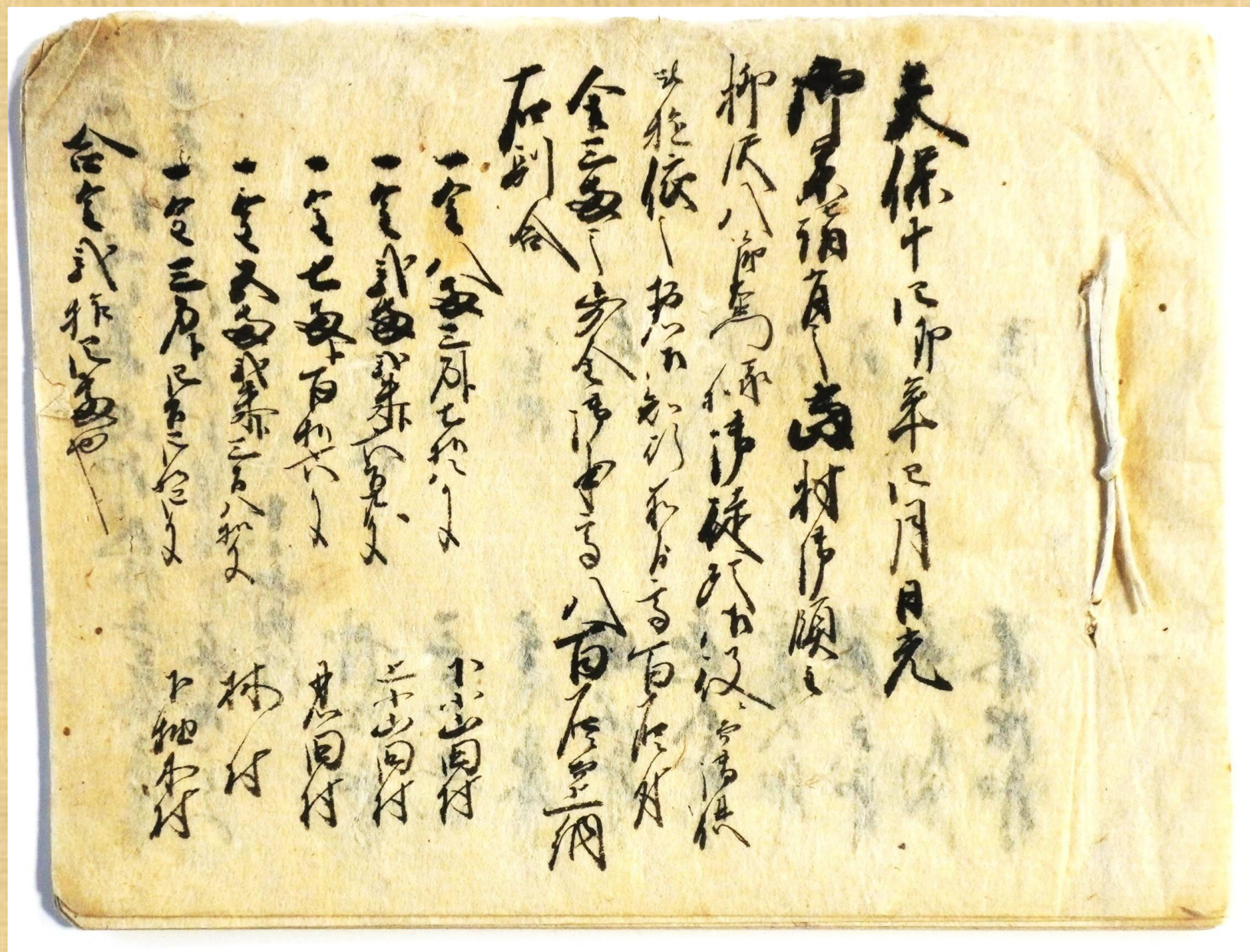
図師町・佐藤家（当館保管）

旗本田中勝元の番方（將軍警護や江戸城警備の役職など）就任にともない、知行所に対して、知行高に応じて出金が割り当てられました。

【表】 田中勝元御番入りにともなう上納金割付明細

	居住地・納入者	割付額（錢）	備考
1	下 図 師 馬 欠	彦右衛門	668文
2		莊作	2貫338文
3		三左衛門	170文
4		又蔵	186文
5		潰れ金蔵分	46文 莊作負担
6		善右衛門	185文
7		磯右衛門	402文
8		源蔵	2貫 61文 名主
9		定五郎	1貫414文
10		六右衛門	702文
11		仲次郎	992文
12		佐次兵衛	664文
13		平右衛門	179文
14		儀左衛門	602文
15		重右衛門	1貫164文
16		彦四郎	763文
17		勘右衛門	280文
18	上 図 師	徳左衛門	42文 坂下
19		与平次	753文 坂下
20		六右衛門	26文 坂下
21		喜之助	137文 橋場
22		佐兵衛	164文 松下谷
23		弥右衛門	487文 西
24		五左衛門	400文 日向山
25		宇兵衛・小十郎	1貫637文 上図師
26		久米右衛門	47文 結道
27		周次郎	151文 結道
28	他 村	市郎右衛門	32文 下小山田村台
29		長兵衛	207文 根岸
30		富蔵	76文 根岸長兵衛分家

*「図師町・佐藤家文書」（仮）667より作成

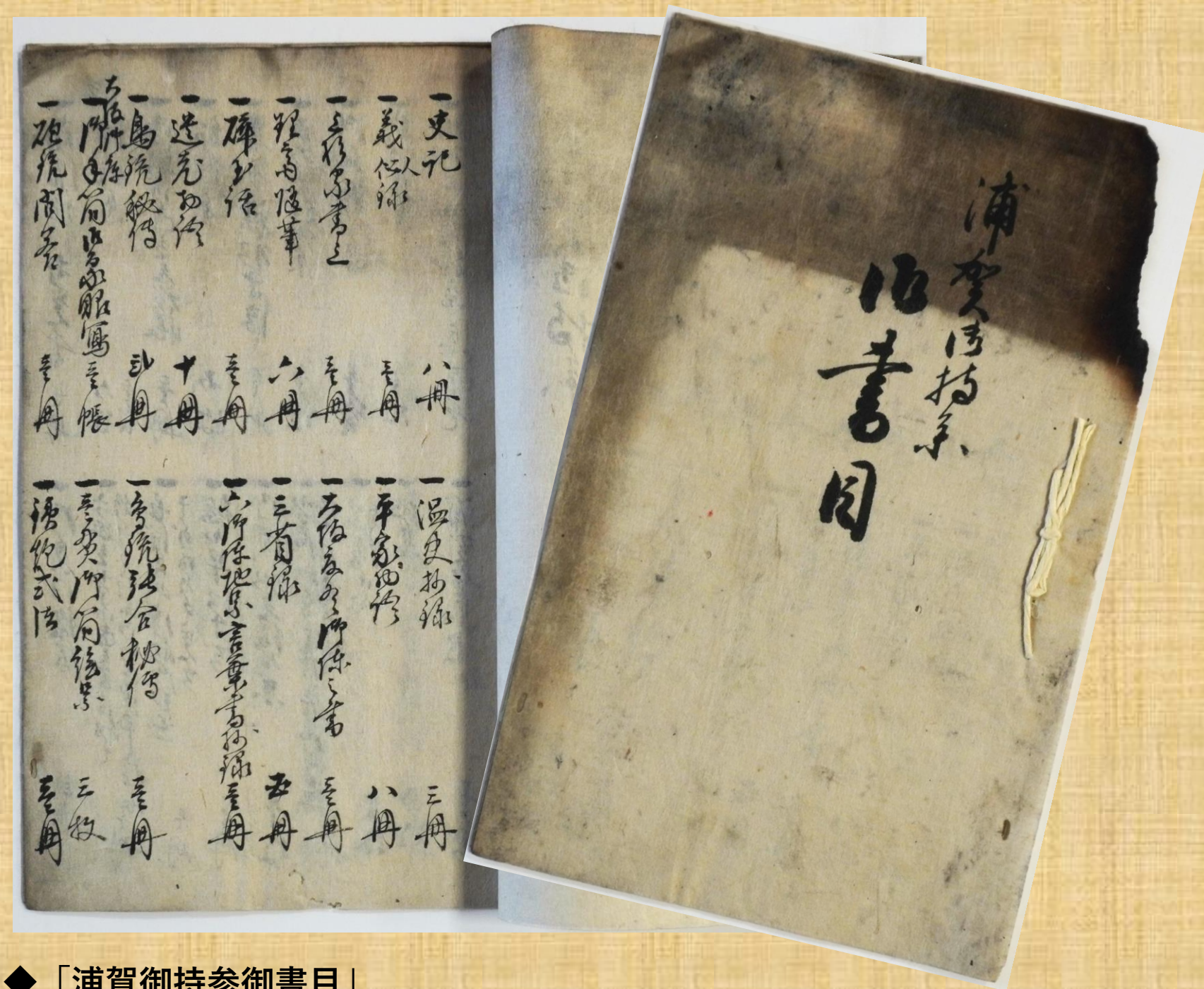


◆日光社参の費用・人足負担

天保14（1843）年4月

当館「下小山田町・若林照雄家文書」

旗本柳沢主尹は、日光社参のための費用や
人足負担を知行所に課しました。



◆「浦賀御持参御書目」

天保15（1844）年（推定）

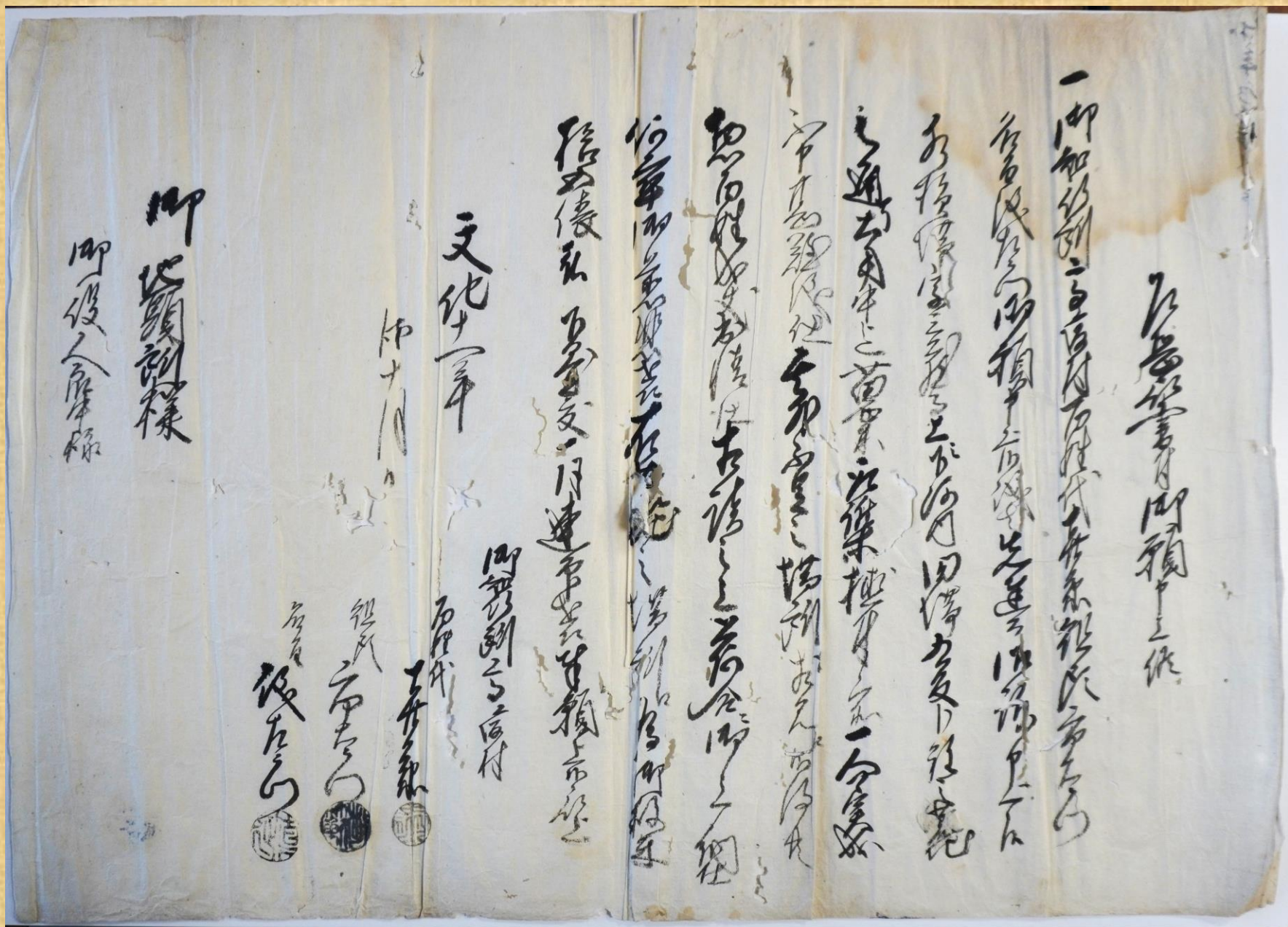
当館「図師町・佐藤家文書」

浦賀奉行所に持ち込まれた書籍リストです。
さまざまな書籍が持ち込まれましたが、特に
兵学や船舶関係の書籍が目につきます。

IX お殿さまへのお願い——上申——

領民は領主のさまざまな要求に応え、多くの金銭的・人的負担を負ってきました。一方、領主は災害や凶作などの際に支援をする「御救^{おすくい}」で応えるなど、領民と領主の間には、相互関係が成り立っていました。領主も領民の生活を保障するために仁政をおこなう、道德的責任を負っていたのです。

時に領民は、自分たちの生活を守るため、また暮らしの向上を求めて、領主に願い出ることもありました。そうした際、村びとは支配の枠を越えて協力し、複数の領主に働きかけるだけではなく、領主の上司や有力な商人など、あらゆる関係を利用し、目的の達成を目指しました。



◆ 不作のため御救願

文化11（1814）年10月

当館「高ヶ坂・市川仁家文書」

高ヶ坂村の百姓たちは、不作のため御救として米15俵の下附を領主の旗本遠藤家へ願い出ました。

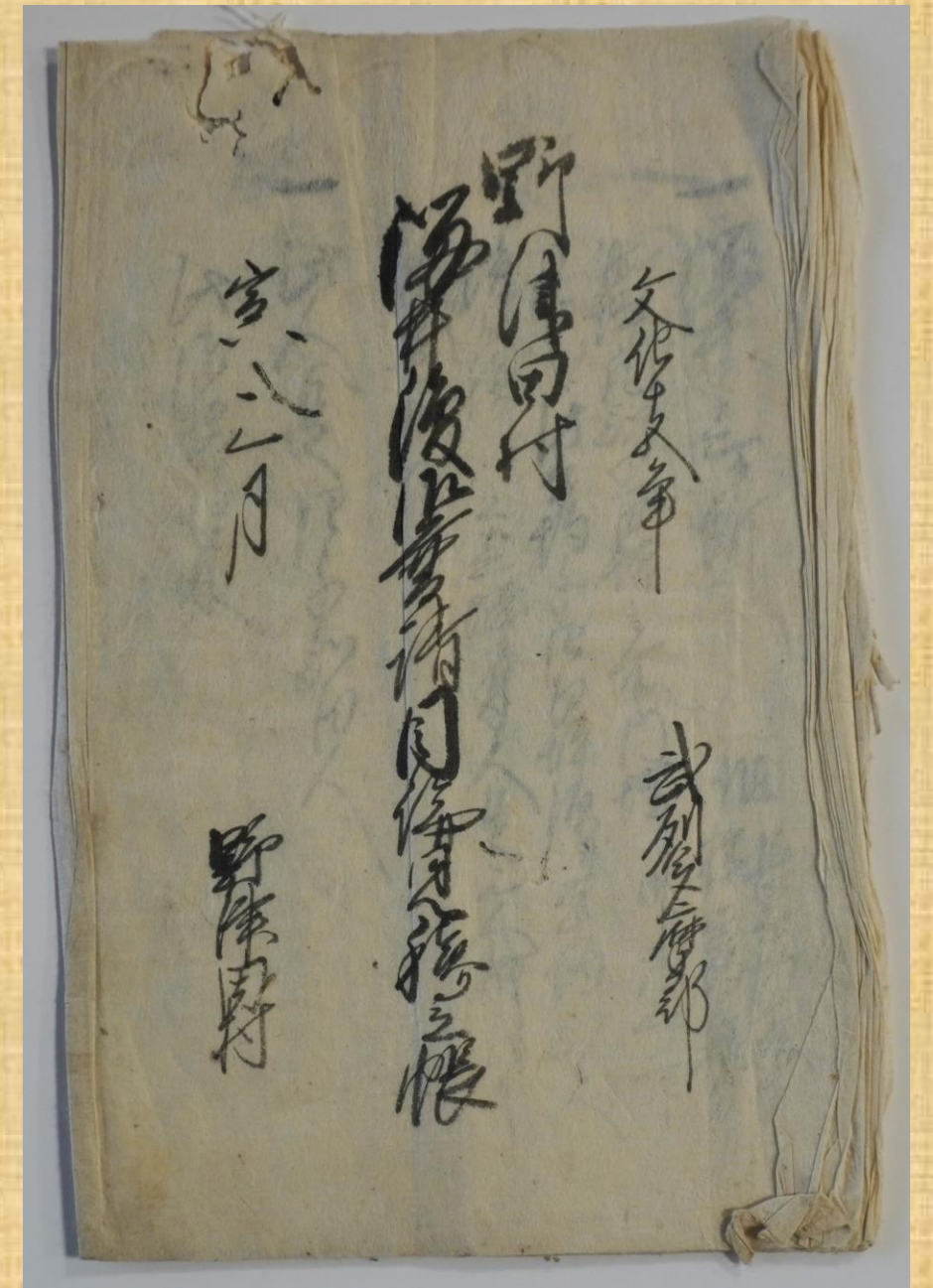


◆「武州多摩郡上下図師村新開場
分間鹿絵図」

安政期（1854－59）（推定）

図師町・佐藤家（当館保管）

村内の^{まぐさば}秣場と面積を記載した地図
です。そのうちの字甲塚19町余の
うち、13町余が開発されました。



◆「野津田村溜井浚御普請目論見積り立帳」

文化15（1818）年3月

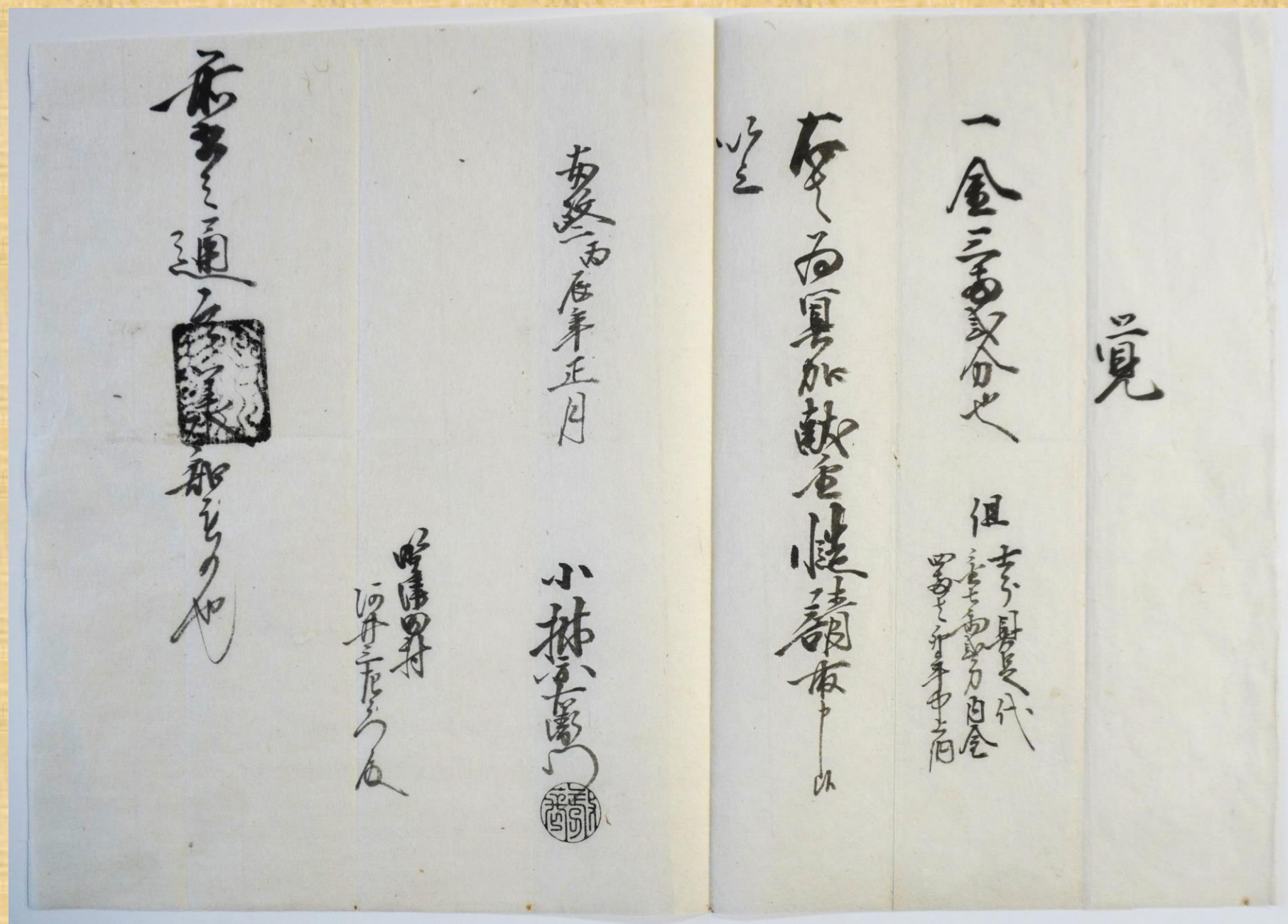
野津田町・河井家

福王寺溜井浚いにかかる用材や人足、費用な
どをまとめた見積書です。

× 幕末から明治へ

ペリー来航をきっかけに生じた政治的混乱、外国貿易の活発化は、社会情勢の変化や治安悪化を招き、市域をはじめ多摩地域の人びとに大きな不安をあたえました。幕府は変貌する社会情勢に対応するため、軍事動員や新たな役職を設けます。その任に就くのは旗本たちで、その結果、知行所の負担も増しました。一方で、知行所の治安維持に旗本の力は期待できないため、領民自ら地域を守ろうとする動きも起こりました。

明治を迎え、これまでの領民と領主の関係は解消されます。これを機に両社の関係が絶たれる場合もあれば、元領主の生活を支援した地域もありました。



◆冥加金請取

安政2（1855）年1月

野津田町・河井家

具足代の一部を冥加金として献上した際の領収証です。

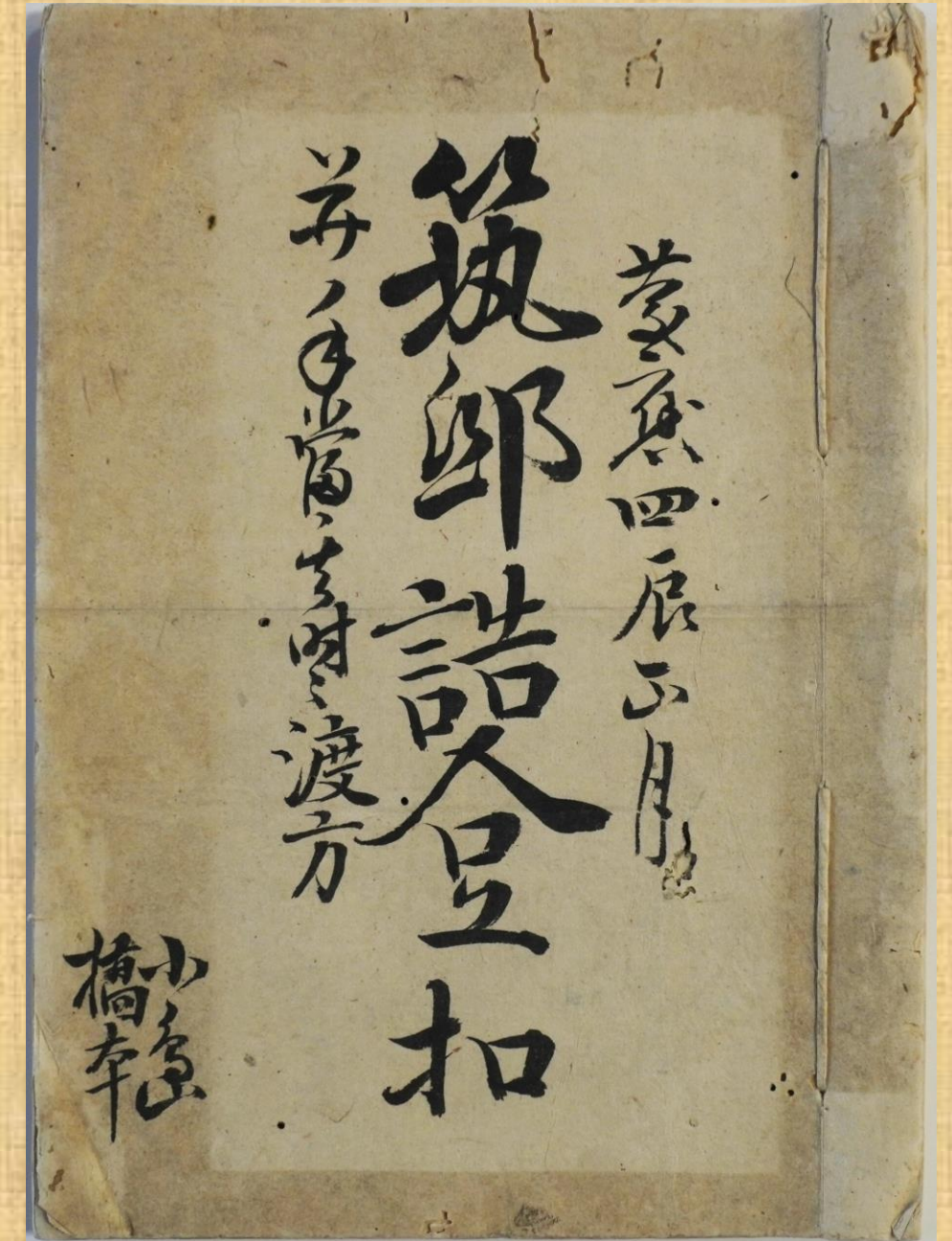


◆堂之坂公苑

2025（令和7）年3月14日撮影

南成瀬

この場所は、もともと成瀬村に知行所があった井戸家の穀蔵でした。明治になり、井戸弘道の妻子が、この場所に移り住みました。



◆「筑邸詰人足控并手当其時々渡方」

慶応4（1868）年1月

小野路町・細野家

山口家の屋敷は、筑土八幡神社周辺（現新宿区）にありました。幕末には、知行所の小野路村から領民が交代で屋敷に詰めたようです。